

～適正な労働環境の確保に向けて～ 八戸市公契約条例を施行します

☎契約検査課 ☎43-2133 ☎市ホームページ内で「八戸市公契約条例」を検索

八戸市では、これまで公契約について、入札や契約の公正性、透明性、競争性を確保するため、さまざまな入札・契約制度の改正に取り組んできました。加えて近年の建設業での担い手不足などの状況を踏まえ、労働者の適正な労働環境の確保や、公契約の適正な履行と品質の確保のため、4月1日に「八戸市公契約条例」を施行します。



「公契約」ってなあに？

国や地方公共団体(市町村)などが発注する公共工事や業務委託などの契約のことです。



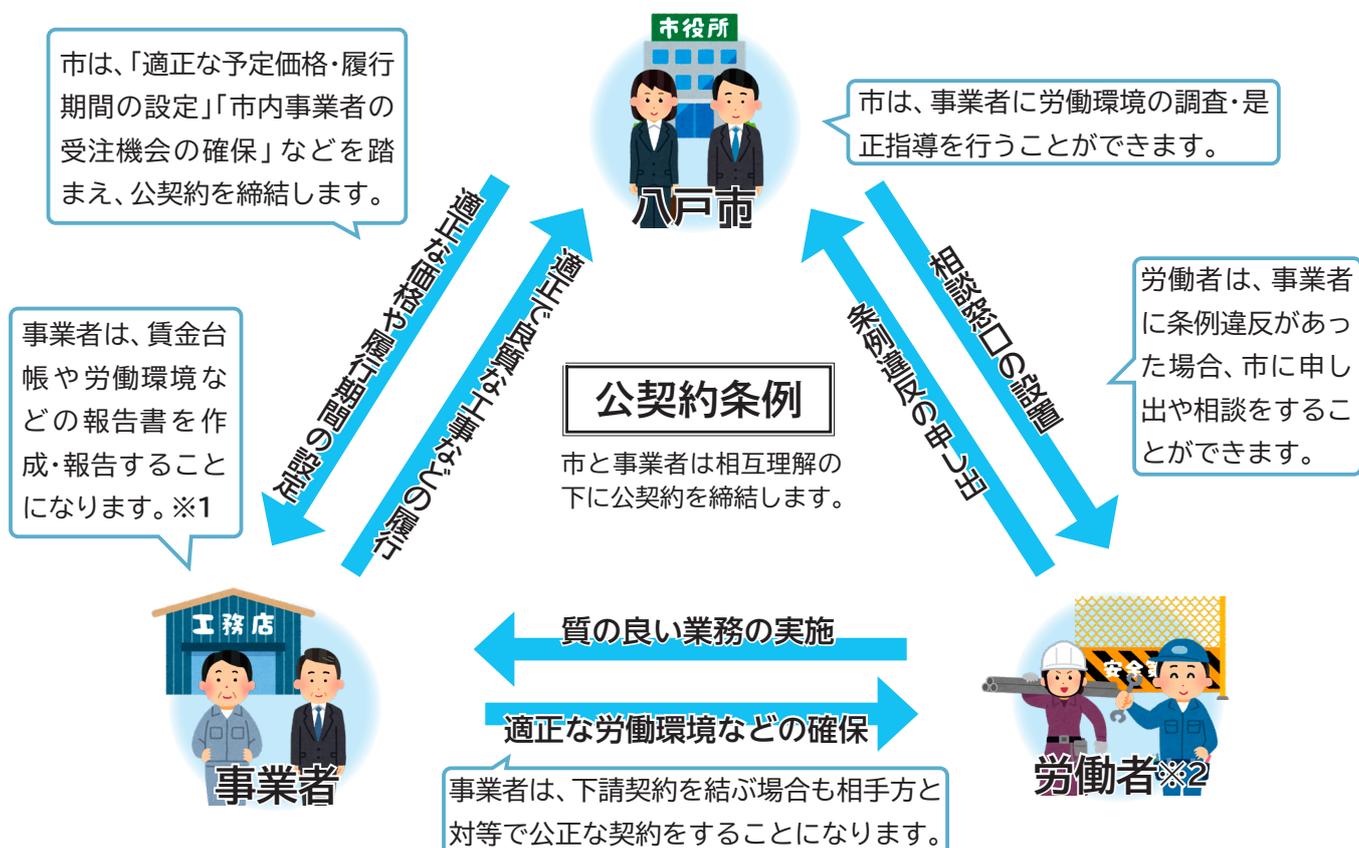
「公契約条例」ってなあに？

公共事業の発注者である市と、受注者である事業者が協力して、公共事業で働く労働者のより良い労働環境を確保し、公契約の適正な履行と品質確保に取り組むための条例です。



「八戸市公契約条例」はどうして必要なの？

八戸市公契約条例の施行により、発注者である八戸市は、契約を締結する事業者が労働基準法や労働安全衛生法などの労働関係の法律をしっかりと守っているか確認したり、守るように指導することができます。また、受注者である事業者は、労働関係の法律をきちんと守り、労働者の適正な労働環境を確保する責任があります。市と事業者の責任を明らかにすることで、労働者が安心して働くことのできる適正な労働環境の確保と公共事業の品質確保に取り組んでいきます。



※1 報告を行う契約の範囲：予定価格1億5千万円以上の工事請負契約

※2 適用労働者：対象案件を受注した元請業者、元請業者と下請契約を締結した一次下請業者のいずれかに雇用されている労働者